

市民税・県民税 納税通知書(課税明細書) 町民税・県民税 納税通知書(課税明細書) の 所得割額の確認方法 (自営業の方、給与所得者で住民税が給与天引きされていない方)

(様式例)※様式は、市町によって異なります

市民税・県民税 課税明細書【2】

年度	区	通知番号	組合番号

●税額の内訳

内 訳 (千円)	課税標準	市民税(円)	県民税(円)
総所得	*****	*****	*****
分離短期譲渡			
分離長期譲渡			
山林所得			
株式等の譲渡			
先物取引			
税額控除後所得割額 (F) (D - E)		90,000	60,000
年 税 額 (円)			

※課税標準額(C)に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額(F)の内訳を表示しています。

●税額控除額(E)の内訳

区 分	市民税(円)	県民税(円)
調整	3,000	2,000
配当		
住宅借入金等	18,000	12,000
寄附金	9,000	6,000
外国税額		
配当割株譲割		
所得割調整		
合 計 (E)	30,000	20,000

●減免について

コード	説明
31	所得割が非課税になっています。
60 61	
63 64	
11 53	

備考

●税額の計算方法

「調整控除」や県民税の控除額、
定額減税控除額は
税額控除額に含めません

市民税・県民税 課税明細書【1】

年度	区	通知番号	組合番号

●所得金額(D)の内訳

所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
総所得金額の内訳		分離課税所得金額の内訳	
小計			

●所得金額(E)の内訳

所得控除区分	市民税(円)
控除対象外	16歳未満の扶養親族数 2人

●人的控除の内訳

区分	内訳
基礎	
本人	特別障害 他
障害	一般 特別
寡婦	
寡夫	
勤労学生	
配偶者	老人 他 *
扶養	同居老親 老人 特定 他
扶養 障害	同居特障 特別障害 他

●課税標準額(C)
(A - B)

市民税・県民税 納税通知書(課税明細書)
町民税・県民税 納税通知書(課税明細書)の所得割額の確認方法
(自営業の方、給与所得者で住民税が給与天引きされていない方)

確認スタート ⇒

4~8月利用分は令和6年度、
9~3月利用分は令和7年度の住民税で
確認してください

A: →
B: - - →

「市(町)民税」の「所得割額※」欄(★印)の金額が
※「所得割総所得」と「所得割額」の
両方が記載されている場合は、「所得割額」の金額
A: 1円以上(円) B: 0円

「市(町)民税」の「均等割額」欄の金額が
A: 1円以上 B: 0円

非課税です

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)
などの税額控除を
A: 受けていない B: 受けている
(税額控除額0円)

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)
などの市(町)民税の税額控除額(☆印)は
(円☆)
※「調整控除」の額、県民税の控除額、定額減税控除額は☆に含めない

通知書の発行は
A: 神戸市以外 B: 神戸市
(政令指定都市市外) (政令指定都市)

市(町)民税所得割額★ + 税額控除額☆
= (円)

(市民税所得割額★ + 税額控除額☆)
× 6 / 8 = (円)

配偶者控除◆の欄に
A: 「有」「*」の印がある B: 空欄
(配偶者特別控除は「B」へ)

「市(町)民税所得割額が分かる書類」は
1人分でOKです(配偶者の所得割額は0円)

配偶者の「市(町)民税所得割額がわかる書類」
を用意し、同様に所得割額を算出してください